

室蘭市障害者福祉総合センター 指定管理者選定委員会 選定結果

開催月日 令和5年10月17日（火）

1. 選定について

- ・事務処理要綱第5の1（5）により小委員会を開催し、申込団体の提出書類及び申込資格の審査を行った。
- ・選定委員会は、小委員会の報告を受け、条例第4条に定められた選定基準を具体化した評価項目から総合的な評価を行った。
- ・本施設は非公募による選定のため、当該団体を指定候補者として選定してよいか全委員による採決を行った。

この結果、次の団体を、指定候補者として選定した。

2. 指定候補者

一般社団法人 室蘭身体障害者福祉協会

3. 採決結果

申込者	賛成	反対
一般社団法人 室蘭身体障害者福祉協会	5名	0名

4. 選定理由

一般社団法人室蘭身体障害者福祉協会は、平成21年度より指定管理者としての管理運営の実績があり、本市の指定管理者施設管理運営評価において一定の評価を受けている。

また、利用する障がい者の目線に立ったきめ細やかな対応や、効果的で継続した支援の実施など、引き続きこれまでの実績を活かした安心・安全が確保される運営が期待でき、採決方式により評価をした結果、適当であると判定したため。

5. 選定された団体の主な評価ポイント

- ・現在実施されている事業について、新規受入による現行枠での稼働率向上などにも意欲的であり、更なる期待ができる。
- ・各種研修への積極的な参加や、独自研修の開催をとおして、利用者サービスの向上と職員のスキルアップを図る計画が示され、安心・安全な事業運営が期待できる。
- ・利用者対象のアンケートを実施し、各種事業の評価分析を行うとしており、事業運営等に活かすこと提案していることなど評価できる。
- ・自主事業の提案においては、引き続き提案されている事業のほか、新たにスポーツを楽しむ催しを企画されており、障がい者と市民との交流の場の開催などの提案に期待できる。